

財務省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
2	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な検閲、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、開税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、職員がビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数も少ない)の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限らず、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができよう。権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首善例に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離着陸に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがあがる。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも入国審査を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	出入国管理及び難民認定法第6条 開税法第15条の3 検疫法第4条 植物防疫法第6条、第8条 感染症予防法第38条、第40条	財務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	佐賀県	C	対応不可	1 財務省は出入国(CIQ)手続きの内、税関に関する業務を所管していますが、国際ビジネス機を含め、地方管理における出入国審査等の業務は税関に付している。これまでですべてから国審査官からの職員が常駐している。税関職員(業務)は少ないながらも必要に応じて対応しております。また、政府は、現在、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、税関の物的・人的的増強を進めており、本年7月1日の開港において、地方管理における税関体制整備のための16名の新規増強職員が決定されたことである。 一方、専断的措置については、税関職員はまたに国の治安、関税の命(安全)等に関わる公務員で行われており、その専断的・特権的・独占的・閉鎖的性質から税関職員が関税職員以外の人(庶民)に「対応」すべきものではない。具体的には以下の理由により、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。 ●税関においては旅客及び乗組員の搭乗等の迅速な通関に努める一方で、発着前後の不正確な申告や、物的検査受渡物品等の密輸防止、国境空保保決等による機種の適正な執行、また、密輸防止に係る捜査等を行うことなど、例えば、開税法違反に係る取締事件の捜査にあたっては、密輸や中傷事件の捜査、旅客への身元確認などを行っており、このような国境と密輸の防止、関税の安全・安心に関わる公務員が行われており、専門的知識の専断的・特権的・独占的性質(ビジネスジェット)の専門的知識、高度な専門知識を要するものである。 ●税関職は税関の職制、定員、業務の範囲を多岐にわたる国境にわたって中高度な専門性を要していること、地方自治体の職員が関税のマンニアル提供や地方自治体からの研修派遣など、税関職員に代わっての業務遂行が可能な人材の確保・育成は困難と考えます。したがって、税関業務の地方自治体への委譲は出入国手続の迅速化・円滑化の効果的な実現につながらないと考えます。 ●また、税関の業務に係る通関業務は、国家間の船舶情報の交換といった国際的・外交的業務を踏まえて行われるものであり、開港開港法違反が発見された場合には、犯罪捜査が、前記の業務を担う税関職員が業務・執行に携わることから、その業務権限を地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。 ●さらに、旅客の搭乗券を含む国際的な移動については、日本が締結前であるWT0協定において、各締結国は、すべての貿易協定の条件、削減及び削減を目的の平等かつ透明な体系を実現しなければならぬ(GATS第16条第1項)を、原則的として規定されています。 ●なお、国際ビジネス機の数は(日本船舶協会の発表)増加傾向が多く、身元がはっきりしており、搭乗人員も少ないことから機動的に出入国審査を管理できるもの前線については、税関の業務は、開港15年が過ぎれば入国手続がなくなり、旅客の搭乗に付する関税等の徴収、乗客搭乗等がなくなっており、たまたま社会的地位や知名度が高いことから乗客人数が少なくないからといって、乗客等のリスクが高いとは一概にはいえません。 ●また、航空機による発着時の密輸入取扱いが年2000回を超え、乗客搭乗に付して迅速な取扱いが求められることから、日本国境における航空機乗客の検閲、安全・安心な取扱い、国際的な観光促進のためには、実際におけるこれらの業務水準をより一層高いレベルまで維持する必要があります。乗客搭乗検閲、航空機乗客のコントロールなど、税関職員が関税職員以外の人(庶民)に「対応」すべきものではない。地方自治体に委譲すること適当ではないと考えます。	○専門性については、例えば、税関職員OBを当県で雇用することや、職員の研修派遣等により習得できると考えており、事務上クリアできる問題である。 ○法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力をすることは当然である。公権力の行使の際のものといえる警察行政・麻薬取締行政においても、国家公務員と地方公務員が協力して、捜査を行うことも規定されている。こうしたことから、「犯則調査に繋がる、都道府県を跨ぐ広域的な業務運営・執行に繋がりうることをもって、移譲することが適当ではない」とは言えない。 ○WTO協定については、移譲後の事務を法定受託事務とすることで条約上の履行義務を達成できるものと思われる。 ○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目線である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記簿移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川に隣接する市町村の事務 3 河川法に基づき、市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産等に基づき財政管理としての境界立会、登記簿移譲等の事務も市町村が行うことが効率的である。 4 この事務は、特別条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度：実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度：16件、平成24年度：14件 【特別条例による市町村への移譲状況】 本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号、不動産登記法116条	国土交通省、財務省	鹿児島県	C	対応不可	・権限移譲の提案があった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号に基づき、準用河川用に供する国有財産で国土交通省所管のもの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。 ・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。現在の河川法の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。 準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。 一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産とが混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行うこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の両方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくい状況にある。 このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県よりも準用河川の状況により把握していることから、市町村が準用河川の機能管理に併せて財産管理もすべて担うことが効率的である。 また、住民側からの境界立会等の要請の増、前述のとおり、主体が分かりにくいとの意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理と市町村が一体的に行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考えます。		
681	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立って導入された地方債協議制度に則って、各団体で適償性や充当事業の進捗状況を責任もって判断した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続きを踏んでいるが、財政融資資金の借入にあたっては、充当事業の説明を詳細に行うための書類の提出が財務事務所から求められており、事務負担が増大している。 借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。 具体的には、申込書(公印付きのあたま紙)以外の全ての書類を廃止しただけだが、現実的に困難であるため、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。 【書類の廃止・統合が可能と考えられる理由】 総務省との協議等を経るなどの適正な手続きに則していることや、財務省としても貸付先の償還確実性を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書式を最小限に統一することが可能ではないか。	財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第14条他	財務省	横浜市	C	対応不可	地方債協議制度の趣旨を踏まえ、財政融資資金の貸付けにあたっては地方の判断を尊重した運用が行われるべきである。例えば、民間資金の借入にあたっては充当事業の説明を要しないことから、適償性の確認は地方の自主性に任ざれていると考えられ、地方分権の推進に逆行しているという見方もできる。 このことから考えれば、全ての書類を廃止しただけでも、そうは言っても、財政融資資金の貸付先決定という公共的な行為も踏まえれば貸付対象事業について一切確認しないわけにはいかないというところを踏まえ、事業の概要のみを把握するための必要最小限の書類とどうあることを提案する。当然、必要な規則の改正は行っていたべきだ。 本市としては、必要最小限の書類とは次の範囲と考える。これ以外の添付書類は、各財務事務所が独自に追加しているものも含めて全て廃止していただきたい。 ・借入申込書 ・事業費支出状況(契約相手方・契約年月・工期・都道府県支出金の内容・補助率を削減し、事業名と、事業費の支出状況及び財源内訳のものを記載する様式に変更) ※補足資料「財政融資借入書類の縮減案」	

財務省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
	国際ビジネス機受入 2のCIG業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIG業務を、希望する都道府県に移譲すること。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		<p>○ 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの入入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全対応を確保できるかについて、具体的に示していただきたい。</p> <p>○ CIG業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIG対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。</p>	C 対応不可	<p>○ 税関では、国際ビジネス機の受入につき、現行でも、以下の通り臨機応変に対応できる体制を整備しており、権限の委譲は適切ではないと考えます。</p> <p>・税関では、佐賀空港から車で1時間程度の距離にある三池税関支署や久留米出張所などの近隣官署に、空港業務に対応可能な職員を28名配置しています。</p> <p>・また、税関担当者の携帯電話番号を航空会社等に周知しているほか、税関事務所への電話連絡は職員が不在であっても税関担当者の携帯電話に転送されるシステムとなっているなど、いつでも、直接、税関担当者と連絡が取れる体制を整えており、休日や深夜、早朝の国際ビジネス機の受入や直前での到着時間の変更であっても、税関は国際ビジネス機の到着時間に合わせ体制を整えることが十分可能です。</p> <p>なお、日本再興戦略や観光立国といった国の重要政策を踏まえ、税関では、平成27年度定員変更において100人の職員増員を行うなど、訪日外国人旅行者の増加等を見据え地方空港を含めたCIGの更なる体制整備に真摯に取り組んでいます。</p> <p>○ 以上の通り、権限委譲は適切ではないと考えますが、いただいた意見に対する考え方は以下の通りです。</p> <p>・税関退職者を活用し、研修等により能力維持を図る場合でも、税関の指揮・命令を受けない地方公共団体職員が空港の税関業務を行う場合、税関が外国税関当局から入手した情報や都道府県を跨ぐ犯則調査等の円滑な遂行に支障が生じ、当該空港を狙った不正乗物等の密輸増加が懸念されます。</p> <p>・法令違反を発見した場合、発見した機関が関係機関へ情報提供、協力を行うのは当然ですが、発見した機関が責任を持ってその後の犯則調査を行う必要があるものと考えます。</p> <p>・WTO協定上の履行義務を達成できるかどうかは、法定受託事務とするかどうかではなく、全国統一的に同等なレベルの税関業務を確保できるかどうかによります。</p>
705	準用河川の用に供されている国有財産の登記囑託及び境界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の囑託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。	提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記囑託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。	<p>【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。</p> <p>なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきた境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それが電算化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。</p>		D 現行規定により対応可能	<p>・地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であると第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。</p> <p>・「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>・権限移譲を進めることに異存はないが、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考えます。</p>
681	地方債の財政融資資金借入に係る提出書類の簡素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		A 実施	<p>融資審査の手続きを簡素化・効率化すべきとのご要望の趣旨は理解するところであり、ご要望の内容を十分に踏まえ、財務省として、必要最低限かつ効率的な融資審査とするよう取り組む所存である。</p> <p>具体的には、省令改正により、事業費支出状況調からの契約相手方・契約年月日の削除、事業費支出状況調と事業実施調書の統合による提出書類の削減などにより、地方公共団体の事務負担の軽減を図ることとする。</p> <p>ただし、財政融資資金については、財政融資資金法の「確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする」との規定に則った運用を行う必要があり、これを担保するため最低限必要な書類は、融資審査にあたって求めることとする。</p> <p>地方公共団体は、地方債を起債するにあたり、総務省に協議し、財務省は、総務省が地方公共団体に同意するにあたり、総務省からの協議を受け同意しているが、その時点では、起債額等、起債事業に係る各種情報は予定情報にとどまる。財務省としては、法の規定に則った運用となっているかどうか、実際に融資実行段階で、確定情報に基づき、審査を行う必要がある。</p> <p>実際、この融資審査段階で、法令に合致しない融資対象が申請され、財務省が借入申込の訂正を求める事例が散見されている。このような地方公共団体の法令に合致しない運用が事前に回避されれば、結果的に地方公共団体の負担軽減に資するものと考えられる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への容器包装リ サイクル法に基づく立入検 査、報告徴収等以下の権 限を、必要となる人員、財 源とともに、国から都道府 県へ移譲すること。(大臣 知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、 報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表 命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成 のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施 するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施し たとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入 検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的 に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念 し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指 導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であ り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、 適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一 的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で 立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣 と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関 する法律第19条、第 20条、第39条、第 40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項 に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再 商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の 自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表、命令等の措置は、各履 行方法について整合的な判断をもちつつ、広域的に活動している他 の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定 及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施す ることが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確 認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 連合への移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律に基づく報告 ・立入検査・指導・助言お よび勧告・命令に係る事務 ・権限の広域連合への移譲 を求める(事業所が複数あ る場合はそのすべてが広 域連合の区域内にある場 合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利 用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施 策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合 へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市 町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関 する法律第7条の5、 第7条の7、第19条、 第20条、第39条、第 40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	関西広域連 合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項 に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再 商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の 自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方 法について整合的な判断をもちつつ、広域的に活動している他の事 業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び 認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施するこ とが適当である。	現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に關して は、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能 とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違 いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保 のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも 対応は可能と考える。
976	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入検 査・勧告・命令に係 る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律に基づく国の 報告・立入検査・勧告・命 令に係る事務・権限を都道府 県へ移譲する。 なお、各自自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ 方式とする。 権限の移譲を受けた都道 府県は、市町村に一般廃棄物処理関係 の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道 府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指 導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそ れがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を 都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置 することが必要である。	容器包装に係る分別 収集及び再商品 化の促進等に関 する法律第7条の5、 第19～20条、第39 ～40条	環境省、経済 産業省、農林 水産省、厚生 労働省、財務 省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項 に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再 商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の 自主回収を行う方法(法18条)が存在する。 報告徴収・立入検査、指導・助言・命令等の措置は、各履行方法について 整合的な判断をもちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組 状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消し の主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であ る。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴 収・立入検査、指導・命令等の一連の措置については、国が示した事務 処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都 道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく 事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による 実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事 務の効率化につながるから、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている 事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払 いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業 者：74、371者、自主回収認定業者：70者(H25.09.19中央環境審議会容器 包装の3R推進に関する小委員会資料))

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道 府県への移譲	事業者等の各都道府県内 事務所への容器包装リサ イクル法に基づく立入検 査、報告徴収等以下の権 限を、必要となる人員、財 源とともに、国から都道府 県へ移譲すること。(大臣・ 知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、 報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、 命令	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。 このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 連合への移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に 関する法律に基づく報告・ 立入検査・指導、助言およ び勧告・命令に係る事務・ 権限の広域連合への移譲 を求める(事業所が複数あ る場合はそのすべてが広 域連合の区域内にある場 合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。 このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。
976	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入検 査・勧告・命令に係る 事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に 関する法律に基づく国の報 告・立入検査・勧告・命令 に係る事務・権限を都道府 県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状 況は様々であることから希 望する都道府県の手上げ 方式とする。 権限の移譲を受けた都道 府県は、希望する市町村 に一般廃棄物処理関係の 権限を移譲できるものとす る。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	本法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。 このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づき立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施し、たとえ、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	現在、各国税局(税務署)に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が適当である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の实情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の实情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査、勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・指導・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の实情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項を検討する必要がある。 これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、関係主体の義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第18条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C	対応不可	同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言・公表・命令等を行う必要があるが、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対して省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第50条、第67条、第57条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C	対応不可	エネルギーの使用合理化に関する事務については、情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、国が実施することが適当である。	今回、提案している権限移譲は、並行権限による付与を前提としているため、御指摘されているような情報の一元的管理及び全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性からの懸念は解消されると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	本法は、製造事業者等が全国単位で3Rを実施することを目的としたものであり、製造事業者等における義務の履行状況にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することは、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないことから、移譲の対象とはできない。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	-指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。 -自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 -なお、平成25年11月22日付文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。 また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となることから、移譲の対象とはできない。 今回の九州知事会の提案のように、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、また、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。